

令和2年度 こしき島アクアスロン大会補助金

評価表 NO.

50

所管部課名	観光・シティセールス課		担当者	崎山			
事務事業名	観光イベント事業費						
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱						
補助経過年数	6年以上10年以下						
令和2年度 予算額		国県支出金	一般財源	その他	その他の内容		
	3,000 千円	千円	3,000 千円	千円			
	指標名		目標値	目標年度			
成果指標①	こしき島アクアスロン大会の参加者数		150人	令和7年度			
成果指標②	こしき島アクアスロン大会の観客数		約500人	令和7年度			
補助対象者	こしき島アクアスロン大会実行委員会						
補助対象経費	(1) 会場の設営に係る経費 (2) 印刷製本費 (3) 前各号に掲げるもののほか、こしき島アクアスロン大会の開催に当たり必要と認められる経費						
補助対象事業・活動の内容	こしき島アクアスロン大会事業						
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他					
補助金額又は 補助率	こしき島アクアスロン大会補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。						
上記項目の 積算方法	イベント実施団体からの要望及び、実績による						
補助過去を 受けける 年事業 決算団 状体 況等の 等の	項目	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)
	自己資金	5,319,245	60.0%	3,880,062	52.9%	2,875,427	47.7%
	会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
	事業収入	2,461,000	27.7%	2,533,000	34.6%	1,551,000	25.7%
	寄付金・その他助成	2,858,245	32.2%	1,347,062	18.4%	1,324,427	22.0%
	市補助金	3,000,000	33.8%	3,000,000	40.9%	3,000,000	49.7%
			0.0%		0.0%		0.0%
	(前年度繰越金)	553,193	6.2%	450,168	6.1%	155,302	2.6%
	計	8,872,438	100.0%	7,330,230	100.0%	6,030,729	100.0%
	事業費	5,344,630	60.2%	5,733,353	78.2%	4,456,796	73.9%
	人件費	103,600	1.2%	136,710	1.9%	124,913	2.1%
	その他事務費	2,974,040	33.5%	1,304,865	17.8%	1,262,770	20.9%
			0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%
(翌年度繰越金)	450,168	5.1%	155,302	2.1%	186,250	3.1%	
計	8,872,438	100.0%	7,330,230	100.0%	6,030,729	100.0%	
支出計/前年度支出計				82.6%		82.3%	
自己資金/前年度自己資金				72.9%		74.1%	
翌年度繰越金/市補助金		15.0%		5.2%		6.2%	
交付件数	1		1		1		
成果指標の推移①	競技参加210人		競技参加208人		競技参加137人		
成果指標の推移②	約600人		約500人		約800人		
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成29年度評価「現状のまま継続」 - 実施団体は協賛金等の獲得に努められたい。</p> <p>【前回評価への回答】市外企業等への協賛金収入を積極的に行うよう求めていきたい。</p> <p>【事業のPR方法】SNSやホームページなどによる情報発信を行っている。</p> <p>【費用対効果】島外からの参加者、リピーターが多く地域活性化に貢献している。</p> <p>【補助事業以外の事業】特になし</p> <p>【その他】特になし</p>						

〈補助金の視点別評価〉 【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	こしき島アクアスロン大会は、下甑地域の観光振興事業であり、当該からの参加者が多く、不特定多数を対象とした事業として公益性が高い。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	地域に根ざしたイベントであり、地域活性化を目指していることから、自立していくまでの間、一定の支援が必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	観光交流人口増加に向けて、市民のニーズに合致したものになっている。 こしき島アクアスロン大会を通じて市外からの観光客を増やす取組みは有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域に根ざしたイベントであるため、薩摩川内市觀光物産協会と地元を母体とする実行委員会を補助対象者とすることが適当である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的運営へ誘導していくが、当面は交付要領規定の効果指標による事業成果を分析していく必要がある。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。 (交付要綱の補助基準)	A	交付要領に補助対象経費を規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>『今後の改革の方向性』</p> <p>■現状のまま継続</p> <p>□見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小</p> <p>□休止・廃止</p> <p>『上記方向の理由』</p> <p>甑大橋開通に伴い、今後、島内も含めて人の動きが変化することを注視しながら実施するため、現状のまま継続したい。</p> <p>『改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画』</p> <p>引き続き、自主財源確保にも努力してもらう。</p>	外部評価結果	『視点別評価』
			公益性 ⇒ □高い □低い
			必要性 ⇒ □高い □低い
			有効性 ⇒ □高い □低い
			適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			『今後の改革の方向性』
			□現状のまま継続
			□見直しの上で継続
			⇒今後の方向性 □充実 □移管・統廃合 □縮小
			□休止・廃止
			『まとめ』

こしき島アクアスロン大会補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げるこしき島アクアスロン大会誘致事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 こしき島アクアスロン大会補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 事業計画の内容が、こしき島アクアスロン大会の実施による観光の振興及び地域の活性化に資するものであること。
- (2) 前号の事業計画の内容を達成できることが明白であること。

(補助金の額)

第3条 こしき島アクアスロン大会補助金の額は、次条に定める補助対象経費のうち予算で定める額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 こしき島アクアスロン大会補助金は、次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 会場の設営に係る経費
- (2) 印刷製本費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、こしき島アクアスロン大会の開催に当たり必要と認められる経費

(交付の申請)

第5条 こしき島アクアスロン大会補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年8月31日とする。

(交付の基準)

第6条 こしき島アクアスロン大会補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、こしき島アクアスロン大会補助金を交付することが適当ないと認められる場合

(実績報告)

第7条 こしき島アクアスロン大会補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 こしき島アクアスロン大会補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) こしき島アクアスロン大会の参加者数
- (2) こしき島アクアスロン大会の観客数
(補助事業者等の責務)

第9条 こしき島アクアスロン大会補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の観光行政の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。